

「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の調査方法

毒物及び劇物指定の変更が行われた場合、「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会（平成6年度）」（下表参照）の指定基準を基に、消防法上の危険物以外の物品について検討を行う。

なお、今年度についても昨年度と同様に、毒物及び劇物への新たな指定及び除外される物質に関する「毒物及び劇物指定令」の一部改正が行われる予定である。そこで、当該指定令を所管する厚生労働省から改正案が提示された段階で、2回目の検討会を行うこととする。

【消防活動阻害物質（毒物及び劇物）に関する指定要件】

指 定 要 件	細 目
① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○「常温」とは、温度20℃をいう。 ○「有害な」とは、危険な吸入毒性を有することをいう。 ○「有害な蒸気を発生するもの」とは、液体（1気圧において、温度20℃で液状であるもの又は温度20℃を超え40℃以下の間において液状となるものをいう。）であるもの又は空気中の水分等と反応して、危険な吸入毒性を有する気体を発生する固体（気体及び液体以外のものをいう。）であるものをいう。
② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○「加熱されること」とは、火災時における温度上昇をいう。 ○「有害な蒸気を発生するもの」とは、固体であって、融解若しくは昇華するもの又は分解により危険な吸入毒性を有する気体を発生するものをいう。
③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○「有害な気体を発生するもの」とは、固体であって、危険な吸入毒性を有する気体を発生するものをいう。
④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○「粉体」とは、流通する形状が粉粒状（目開きが2mmの網ふるいを通過する量が10%以上であるもの）であるものをいう。

「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会（平成6年度）」
 [委員長：秋田一雄 東京大学名誉教授]

【指定要件の判断基準（事務局案）】

これまでの実績を踏まえ、上記指定要件にさらなる細目を加えることを提案します。

① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの

原則として、文献値等により、既指定物質と比較した場合に、同程度以上の吸入毒性があるもの。

② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの

原則として、届出を要する数量（30kg若しくは200kg）を300 m³（10m×10m×3m）の倉庫で貯蔵した際、加熱（800℃程度まで）により発生する人体に有害なガス濃度が、LC50を超えるもの。

③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの

原則として、届出を要する数量（30kg若しくは200kg）を300 m³（10m×10m×3m）の倉庫で貯蔵した際、水又は酸と反応して発生する人体に有害なガス濃度が、LC50を超えるもの。